

議第 5 号

ガザ地区及び中東地域、ウクライナ・ロシア地域における即時停戦と平和的解決を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第 99 条及び京丹後市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

令和 8 年 7 月 2 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 東 田 真 希

提案理由

世界各地で武力紛争が続き、多くの市民が犠牲となっていることから、軍事対立の激化を防ぎ、対話と外交による平和的解決に力を尽くすよう求めるため。

(別記)

ガザ地区及び中東地域、ウクライナ・ロシア地域における即時停戦と平和的解決を求める意見書

ガザ地区では、多数の民間人、とりわけ子どもたちを含む尊い命が失われ、医療・食料・水など、人間として最低限必要な環境さえ深刻に損なわれている。さらに、イランをめぐる軍事的緊張の高まりにより、中東地域全体が戦争拡大の危機に直面している。武力の応酬は、新たな報復と憎しみを生み、地域と世界の平和と安定を脅かすものであり、断じて容認できない。

国際法及び国際人道法に反する民間人への攻撃や、人道支援活動の妨害は、いかなる理由があっても許されるものではない。日本政府も、中東情勢の悪化に「重大な関心」を表明し、外交的努力による事態の早期沈静化の必要性を述べている。

また、ウクライナにおける戦闘の長期化をはじめ、世界各地で武力紛争が続き、多くの市民が犠牲となっている現状にも深い憂慮を表明する。日本国憲法の平和主義の理念に立つ国として、今こそ軍事対立の激化を防ぎ、対話と外交による平和的解決に力を尽くすべきである。

よって国におかれては、下記の事項について強く求める。

記

1. ガザ地区をはじめ中東地域、ならびにウクライナ・ロシア地域における即時停戦と軍事行動の停止に向け、外交努力を強めること。
2. すべての当事者に対し、国際法及び国際人道法の遵守、民間人保護を強く求めること。
3. 人道支援物資の安全かつ安定的な供給と、医療・救援活動の確保に全力を挙げること。
4. 軍事的対立の激化を防ぎ、国連を中心とした平和的・外交的解決に向け、国際社会と連携して取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

様

京都府 京丹後市議会